加入申込書兼個人情報の利用に関する同意書

申込日　　　年　　　月　　　日

福岡県就労支援協同組合　理事長　中村信二　殿

　このたび、貴組合の定款及び規約を承認し下記により貴組合に会員として加入致したく申込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名称住所電話番号代表者名 |  |
| 設立年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 施設総数 | 施設 | 総定員数 | 人 |
| メールアドレス |  |
| 担当者名 |  | 担当者連絡先 |  |

運営する事業所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開設年月 | 認可番号 | 施設名称 | 分類 | 定員数 |
|  |  |  |  | 人 |
|  |  |  |  | 人 |
|  |  |  |  | 人 |
|  |  |  |  | 人 |
|  |  |  |  | 人 |

　当組合は、取得する個人情報を当組合が実施する各種事業及びサービスの提供に使用します。

個人情報の取り扱いについて同意します。

代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

送付先　福岡県就労支援協同組合　宛

〒810-0073　福岡市中央区舞鶴1-8-28　Justinnビル５階

郵送又はmail【 info@fesc.jp 】又はFAX 092-401-1121にてお送りください。

**福岡県就労支援協同組合会員規約**

（目的）

第１条　この規約は福岡県就労支援協同組合（以下、「組合」という。）を、円滑かつ適切に運営することを目的として定める。

（事業年度）

第２条　本組合の事業年度を毎年２月１日より１月末と定める

（会員資格）

第３条　本組合の会員たる資格を有する者は、次に掲げる要件を備える小規模の事業者とする。ただし、本組合定款第8条第2項の各号に掲げるもの※1は会員になることが出来ない。

　1．農業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合

　　 的に支援するための法律に基づく障害者福祉

　　 サービス業を行う事業者であること

　2．組合の地区内に事業場を有すること

（事業）

第４条　本組合は目的を達成するため、次の事業を行い会員はその一部または全部を利用する。

 1．会員の取り扱う資材等の共同購買

 2．会員のためにする作業等の共同受注

 3．会員及び組合員事業所利用者の紛争解決支援

 4．会員の経済的地位の改善のためにする団体協

　　 約の締結

　5．会員の事業に関する経営及び技術の改善向上

　　 又は組合事業に関する知識の普及を図るため

　　 の教育及び情報の提供

　6．会員の福利厚生に関する事業

　7．これらの事業に附帯する事業

（入会）

第５条　入会を希望するものは、組合が定める用紙を提出し入会審査を受ける。

（審査）

第６条　審査の方法及び時期については理事会により定め、入会希望者のその可否について通知する。

（入会金）

第７条　審査により入会を許されたものは、通知があった日から 2 週間以内に入会金１万円を納入しなければならない。

（会費）

第８条　会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

1．平等割賦課金　1ヶ月あたり　1法人あたり1,000円

 等差割賦課金　1ヶ月あたり 運営する事業所に1,000円を乗じた金額

2．賦課金の支払方法　当月分を月末までに、若しくは入会月より1月末迄の残り日数分を当該年度の始期より30日以内に銀行振込により納付する。

3．年度途中に入会した会員が年払いを選択した場合、月割りにより納付する。

（使用料又は手数料）

第９条　会員は、本組合の事業に係る使用料又は手数料を納入しなければならない。その金額及び納入時期については別表により定める。

（更新）

第１０条　本組合からの除名及び会員からの脱退の通知がない場合、会員資格は自動更新される。

（脱退）

第１１条　会員は、事業年度の末日の９０日前までに、組合に脱退の旨を記載した書面で通知したうえで、当該事業年度の終期に脱退することができる。

（除名）

第１２条　本組合は、定款第13条※2に該当する会員を除名することできる。

※1

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

（２）暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者

（３）暴力団員等を不当に利用していると認められる者

（４）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

（５）暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

※2

（１）長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員

（２）出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員

（３）本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

（４）本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

（５）犯罪その他信用を失う行為をした組合員

（６）第8条第2項各号の一に該当する組合員

附則

この規約は、令和元年５月１日より施行する。

令和元年５月１日

　　　　　　　福岡県就労支援協同組合　理事会